



A1
75.2



左右両頁露光量調整、重複撮影

京都府師範
学校教諭

田中竹次郎編

卷之二 第二級

改正小學初等科用事項

一名改正小學生敎訓

教科書出版所 大金屋書舗

改正小學初等科用事項卷二

田中竹次郎 編

祝祭日

此日は我國民一般に關する大祭大祝日に一て、朝廷には大禮を擧げられ、人民は國旗を掲げて以て祝意を表す。

○新年賀 一月一日 此日は天皇陛下、天地の神を祭り、又羣臣の朝賀を受け、共に新年を祝し給ふの吉日なり。

左右両頁露光量調整、重複撮影



○紀元節 二月吉

此日は 皇祖神武天
皇の帝位に即き給ひ一吉辰に當る日なり。
神武天皇御即位より今明治十七年迄皇統
一系貳千五百四拾四年を経たり、實に萬國
無類の紀元なれば、我國民たる者常に帝德
の廣大疆りなきを忘るべからず。

○天長節 肆月吉

此日は 今上天皇御
誕生的一大吉日なり。我邦太平無事にて
日に文明開化に進むは、皆 天皇の御蔭な
れば、其恩澤の有難きを心に銘一須臾も忘

る可らず。國民たる者玉體の麗は一くま一
生を祝ひ聖壽の萬々歳を祈るべし。

以上三祝日、之を三大節と云ふ。

○元始祭 一月吉

此日は 天皇陛下新年の始、天地四方の神を祭り、國家の太平、人
民の幸福を祈り給ふなり。

○孝明天皇祭 一月吉

此日は 今上天皇の
御父 孝明天皇崩御の御命日なれば、其皇
靈を祭り給ふなり。

○神武天皇祭 四月吉

此日は 皇祖神武天

皇崩御の御命日なれば、其皇靈を祭り給ふなり。

○神嘗祭 かじんなまつり 千草吉 此日は禁廷より宗廟伊勢の太神宮へ、初稻を供へて其豐熟を祈り給ふ祭日なり。

○新嘗祭 しんじょうさい 青誓言 此日は新穀を神に供へ其豐熟を祈り給ふ祭日なり。

○春季皇靈祭 しゅんじひやうれいさい 春分日 此日は御歷代天皇

○秋季皇靈祭 しゅきやうれいさい 秋分日 の靈を合へて祭り給ふの日なり。以上大祭日と云ふ。

暦

暦は一歳中氣候の順序、日月の運轉、七值、祭祀日等を記したる者なり。

夫れ我地越の太陽を一周する時間は三百六十五日と殆ど六時間なり、此六時は一日に足らざるに由り、通常三百六十五日を以て一年とし、之を平年と云ふ。斯く毎年棄去る六時を四年積りば、二十四時即ち一日となる、之を其年の第二月に加へて一年を三百六十六日とし、之を閏年と云ふ。

一年を春、夏、秋、冬、の四に分ち、之を四季と云ひ、又十二に分ち、其一を一ヶ月と云ふ。

春 二月 三月 四月
夏 五月 六月 七月
秋 八月 九月 十月
冬 十一月 十二月 一月

一ヶ月に大小の別あり。三十日の月を大と云ひ三十日の月を小と云ふ。但一月は平年二十八日に一月閏年を二十九日とす。

大の月、七月までは奇数なり、八月以後は偶数と知れ。

七日を一週と云ひ、其日に名を附く左の如し。

日曜日 月曜日 火曜日 水曜日
木曜日 金曜日 土曜日

右七日を總稱して七曜日又七值と云ふ。

一日即ち一晝夜を二十四時に分ち、正午より前十二時を午前とし、後十二時を午後とす。
一時を六十分にて一分と云ひ、一分を六十分にて一秒と云ふ。

○二十四節は氣候の大略を示す者か一て、農家には殊に必要とす、其名を左に記す。

十二月
正月
二月
三月
四月
五月
六月
七月
八月
九月
十月
十一月
十二月

四

小寒一月 大寒一月 立春二月 雨水二月

啓蟄三月 春分三月 清明四月 谷雨四月

立夏五月 小滿五月 芒種六月 夏至六月

小暑七月 大暑七月 立秋八月 處暑八月

白露九月 秋分九月 寒露十月 霜降十月

立冬十月 小雪十月 大雪十一月 冬至十一月

●新月は月の見ゆざる時を云ふ。

○上弦は新月の後ち月の半圓に見ゆる時を云ふ。
○満月は月の圓く満ちたる時を云ふ。

○下弦は満月の後ち月の半圓に見ゆる時を云ふ。

- 日蝕は月の日輪を蔽ひ暗くなるを云ふ。
- 月蝕は地氷の影にて月を蔽ひ隠すを云ふ。
- 彼岸は春分並に秋分の時を云ふ。
- 八十八夜は立春より八十八日目に一て、五月二日なり。
- 二百十日は立春より二百十日目に一て、九月一日なり。稻花満開の時と云ふ。
- 寒中は一月五日より三十日間に一て、土用の入は一月、四月の十七日と、七月廿日、十月廿一日なり。又入梅は六月十一日に一て、一歳中の

雨候とす。

太陽暦新暦は右に記するが如く、閏年には一歳中僅に一日多きのみにて、二十四節より土用、彼岸に至るまで毎年同日當り、閏年には只一日の差を生するのみ、太陰暦舊暦の如く年々時候の大差あることなし、是太陽暦の太陰暦に優る所以なり。

郵便

郵便は政府より處々に郵便局を置き、人民公私
の信書往復を便利ならしむる爲に設けたる者

なり。今遠方の人に書状を贈らんとするときは、
郵便切手を買ひ、書状の表に貼るべし。切手の價
は何地を問はず書状の重き貳枚迄なれば貳錢
にて足れり、以上貳枚を増す毎に貳錢づゝを増
すなり、例之は重き三枚八分あれは四錢を要す
るが如し。

郵便は「がき」は全國を通じて壹錢とす。

至急を要する書状なれば別配達に。大切なる者
なれば書留にて、別配達或は書留の字を書状
の表に朱書すべし、然る時は更に相應の切手を

金度額布セ
られたり郵便
便従復は水
さへ走葉式
用法は發信
人より發信
送信紙上通
仁を認め
信返信の兩

紙連続の便
使用すべし。
若一内紙を
截斷發信
紙のみを使
用するとき
は受信人へ
配達せず發
信人へ返戻
されべし。
又返信人よ
り返信する
ときは整信
紙を切取り
返信紙のみ
を使用すべ
し。尚精くは
布告を者る
へ。

貼らざる可らず。是等精き例は郵便條例を看よ。
貼用切手に不足あれば受取人にて不足の二倍
を拂はさるゝに因り、極て丁寧に注意一間違な
き様に爲べし。

郵便はがきに左の事あるときは書状と同様に
取扱はるゝ者とす。

截斷又は破却したる者。

税額印面に文字を書いたる者。

税額印面に郵便切手を貼付したる者。
紙(配達又は返戻の爲)其他の品を貼りたる者。

表面に音信文を記載したる者。
一葉を折り之を全く糊着し、又ハ數葉を合せ
之を全く糊着したる者。

郵送書狀并にはがき認め方

書狀表書式

東京日本橋区通式丁目
第百九三番地

京都上急便第一号七組
堀川通三條北

明治十一年
土月二日

松本竹之助様

切手

裏

京都上急便第一号七組
堀川通三條北

明治十一年
土月二日

春山花助

住 手 何の誰様
郵便はがき
封筒面八百五
何の誰

是に字の掛かる様にすべし

電信

電信は遠隔の二處を鐵線にて連結し、電氣の力を以て音信を通ずる者なり。其装置理合は余が著す所の小學物理啓蒙に就て看るべし。

電信は式拾字を一音信とし、路の遠近により音信料を異にし、宿所氏名は長短に拘はらず通じて五錢、居賃は壹錢五厘の定めなり。

右の如く音信料は文字の多少に應じて増減あるに因り、音信文は成文り短く綴らべし、然ども餘り略に過ぎ譯の分らぬ事ありては不都合な

り又假名にて綴る者なれば成文り字音を避け和訓を用うべし。

商業上にては相場の高下等、他に漏るゝを忌むが故に前以て双方互に約束を定め、暗號符徵を用うべし、然ときは能く一字にても事足り從て音信料も少なく大に便利なりとす。

運送（陸運水運）

運輸は物貨の流通を為す者にて、運輸便利なれば生計上の事皆時と費とを省き人間の幸福を増益す。運輸の方に二あり、一を水運と云ひ、一

を陸運と云ふ。蓋し此二運相待て東國の物も西國に移り、北方の品も南部に來り、有無相通ト從て價值を増し、以て商賣工業の繁昌を致す者なれば、此便否は大に土地の盛衰に關係あるなり。陸運とは汽車、馬車、車馬、人足等にて荷物を運送するを云ふ。

水運とは汽船、帆船、小船を洋、海、川、湖、溝渠等に通行せしめて物貨を運送するを云ふ。

今荷物を遠國の人々に送らんと欲せば、荷札に受取人並ニ我姓名住所及び年月日を精く記し、内受取書を示して其穿鑿を求むべし。

國通運會社、迴漕問屋等に托し、賃錢を拂ひ荷物受取證書を取るべし。然ときは運送者其荷物に注意して安全に之を運輸し、預て期したる時に之を受取人に引渡す者とす。若し運送中荷物に損失あれば、防ぐ可うざる賊難天變等に遇ふの外は運送者其責に任すべき者なり、又永く時日を経るも荷物の届かざることあれば、曩の受取書を示して其穿鑿を求むべし。

總て回漕荷物は其荷造を堅固にして濡れ損し、又は漏脱等を防ぐべし。損失漏脱し易き品物は別

に特殊の約束を立つべし。

荷物の内へ書状を入れることは禁制なり、故に先づ荷物を運送に托して然後別に書状を郵便にて送るべし、然るとときは大抵同日に到着するの運びに至るべし。

證券印紙

證券印紙は財産の授受及び契約の證明に用うる證書、帳簿類に貼用し、後日の證となす者なり。若一此手數をなさざるときは、後日如何なる故障の發ることあるも、其書類は公裁を仰ぐの權を記す。

利を失ひ、不意の損亡を蒙ることあり、加之らず、事に因りては罰せらるゝことあり、故に平常より能く注意して其規則明治十七年五月一日
太政官布告第拾壹号を熟讀し、用法を心得べし。左に唯其要項のみ二三を記す。

印紙の種類は八あり

赭色	五厘	橙黃色	壹錢
黃綠色	弌錢	萌黃色	五錢
桔梗色	拾錢	青色	廿五錢

淡黑色

五拾錢

赤色

壹圓

證書帳簿を分て二類となす。第一類は金高の有無多寡に拘はらず一定の印紙を貼用する者。第二類は金高の多寡に従ひ印紙を貼用するに増減ある者なり。其印税の定め、書類の種類は極て繁多なれば規則に就て細讀すべし。

營業に關する送状及び請取書は金高五圓以上の者に限り、壹錢の印紙を貼用すべし。

印紙貼用の諸帳簿附込見積高相満ち紙數餘りありて尚ほ用ゐんと欲するときは、更に附込高を定め相當の印紙を貼用すべし。

印紙を貼用すべき證書帳簿に之を貼用せず、若くば貼用不足するときは脱税高式拾倍の科料又は罰金に處せらる、其證書帳簿を受取たるものも亦同ド、能く注意すべし。

印紙は證書の差出人又は帳簿主に於て、證書は授受の前、帳簿は使用の前に貼用し、證書帳簿、記名の下に押捺する印を以て證書帳簿の紙面と印紙の彩紋とにかけて消印すべし。若一消印せず、又は他印を以て消すときは、印税拾倍の罰金に處せらる、之を受ける者も同ド。其他之を略す。

賣品金子受取證の式

第三類の證書印紙貼用様式

第一類帳簿印紙貼用様式

證書印紙の印

一金三圓五拾錢也
一金六圓拾八錢也
一金九圓七拾五錢也

一金一百拾圓也
利息_月付_年
有_者持_用之儀_有之借_用申
資_年付_月

此帳附_本年_限
紙數百枚_支接
帳簿主印

一金拾九圓
一金九圓五拾錢也
一金九圓七拾五錢也

一金一百拾圓也
利息_月付_年
有_者持_用之儀_有之借_用申
資_年付_月

此帳附_本年_限
紙數百枚_支接
帳簿主印

何の某様

年月日 住母 姓名

何某殿

年月日 借主何某

何の誰

飲食

飲食物は吾人の生命及び体力を維持するに必要の者たるは皆能く知る所なり。然れども食物は能く其品物を撰み、其分量を計り、且つ時刻を定めて之を食ふに非れば必ず消化の機械を損し、遂に疾病を發するに至るべし。

食品には種々あれども概して寒冷の時は膏粱の物を用ひ、暑熱の候は淡薄の品を撰むべし。故に冬は動物性ノ食品を多くし、夏は植物性ノ食物を多くするを良とす。

食物の分量は身體の強弱、動作の多少等に由て
大に異なる者なれば、一般の量を定め難い。畢竟各
者の注意に由て之を節して可なり。總て食物の
少くに過ぐるも亦宜からずと雖も、多きに過
ぐるとときは健康を害すること殊に甚き者なれ
ば、人々自ら其欲に克ち決して飽満を求むるこ
と勿れ。

食物は朝午晩の三度に分ち用うるを最も良と
す、然るときは一度の食物全く消化し終りて胃^{みがう}
の働き十分に休息するの暇あるべし、若し其休息

を與へずして續々食物を送ると、は、疾病を生
ずるの原と為ること言はずして明かなら。

食事は必ず徐々ならんことを要す、則ち一口毎
に十分噛み碎き唾液の能く浸み透けたら後に
之を嚥下すべし、是又消化の為に甚た緊要なる
ことにて急卒に食するは大食と同く消化を
害する者なり又湯茶の類を餘り多く飲むときは
亦消化を害する者とす。

凡て食思減乏、噫氣、嘔吐、腹痛、下利等は大抵食物
の不良若しくは過食等其節度を誤るより起る所

の責罰なり、故に此の如き時に方ては殊に食物の節制に注意すべし、早く之を衛るときは久からず一て快復する者なり。然うされば幾多の醫藥を用うるも決一て全効を奏すること能はず。

睡眠

凡う人終日精神及び身體を勞役一て止まざれば、必ず疲勞一て遂に堪ふること能はざるに至るべし、故に夜かには全く身體を休息せんせんが爲に、必ず睡眠に就かざるべからず。睡眠は身心の疲勞を快復すべき無二必要の者なるが故

に、睡眠足らざるときは其害を顯すべし、然れども假令ひ睡眠するも其時刻を誤りて甚だ不規則なるに至れば、睡眠其功を錯て身の疲勞を忘れず、心の勇氣を生ずることなし。故に少年の輩は常に早く寝て夙に起ることを務むべし、然るときは身健かにて數多の幸福を得べし。

睡眠時間の長短は勞役の多少等に因て異れども通常八九時間を以て適度と爲す、故に午後九時、十時頃より寝て午前五時六時頃に起くべし。朝寝と晝寝の如きは害有て益なし。

寝に臨て飲食するは甚た惡し、睡眠中魘鬼夢に襲はるゝは食物停滞之が原因を爲すこと多く、故に晩飯は少くも臨臥の二三時間前にあらんことを要す。

睡眠中は身體諸器の働き大抵休止するを以て起きたる時よりも大に寒い、故に寝ぬるときには夜具を用て身體を覆ふべし。又夜間、寢に臨ては必ず晝間服一たる衣服を着換へ、朝起ても亦必ず直ちに着換ふべし、晝夜連用する勿れ。

改正小學初等科目用事項卷二畢

属校改用事項

明治十五年九月廿九日 原書 版權免許
明治十七年十二月二日 改正 版權免許

正價六錢

擔堂青木彌

京都府平民

田中竹次郎

上京區第二組突抜町八番戸

京都府平民

大黒屋太郎右衛門

上京區第二組下丸屋町八番戸

原編者并
改正編者

原出版者并
改正出版者

製本販賣所

京都河原町通二條下二丁目

教科書出版所 大黒屋書舗